

条例改正について

- 1 福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定
- 2 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定
- 3 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 4 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

こども未来部

福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定

こども政策課

1 条例(廃止)の趣旨

青少年問題協議会を廃止するため、条例の廃止を行うものである。

2 青少年問題協議会廃止の理由

青少年を取り巻く環境は、ひきこもりや不登校、いじめ、ヤングケアラー、SNSなどに起因するトラブルなど複雑多様化し、かつ見えにくくなっている。従来の健全育成の取り組みに加え、生育環境や社会的養護への対応も含めた包括的な対応をより推進するため、これまで協議会で調査審議していた「青少年プラン」について、令和7年度からは「こども計画」に統合し、こどもから若者まで、より長い期間での育ちを切れ目なく支援する施策の推進を図ることとしたことから、本協議会を廃止する。

3 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定

幼保企画課

1 条例（制定）の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、実施にあたり必要な保育の水準を確保するため、設置等にかかる基準を定める条例を制定するものである。

2 条例の概要

児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可の最低基準）を定めるもの。

【乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について】

○事業内容：保育所等の施設において、保育所等に入所していない0歳6か月～満3歳未満のこどもに適切な遊び・生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況・養育環境等を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

※就労要件を問わず、時間単位等で利用可能。

○事業目的：こどもを中心に置き、全てのこどもの育ちを応援し、
良質な成育環境を整備する。

○事業本格実施に向けたスケジュール

- ・令和7年度：法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
- ・令和8年度：法律に基づく新たな給付制度化

	0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
	6か月まで	6か月以降						
就労家庭 育休家庭 など	産後 ケア	切れ目なく寄り添った育児支援で、 すべてのこどもの育ちを応援	保育施設					就学
就労して いない 家庭など			こども誰でも通園制度	教育・保育 施設				

○実施方法：実施事業者は利用保護者と直接契約し、保育等を提供する。

実施事業者は、自治体から支払われる委託料と利用保護者が支払う利用料で運営を行う。

○こども一人当たり利用上限時間：月10時間（国補助要綱において規定）

◇本市の令和7年度実施計画

令和8年度の本格実施（給付制度化）に向けて、令和7年度は次の事業所で実施する。

① 地域子育て支援センターを併設する保育所・認定こども園

② 未就園児向け子育て支援事業を実施する幼稚園（満2歳児対象）

条例施行後に、実施事業者の募集（認可申請の受付）を行い、認可後、事業を開始する。

3 条例の施行日 令和7年4月1日

4 条例の主な内容 内閣府令を基準とするとともに、一部市独自の条項を加え条例を制定する。

条	概要（主な規定など）	摘要
5	○乳児等通園支援事業者の一般原則 ・利用乳幼児の人権配慮、人格の尊重、地域社会との交流・連携と保護者等への運営内容の適切な説明。 【市独自規定】 (第2項) 福島市子どものえがお条例の基本理念にのっとり、「子どもにとっての最善の方法及び子どもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境」を整えなければならない。 (第3項) 利用乳幼児の心身の状況等に応じた支援を十分に提供するため、保護者への面談・援助の実施体制の充実に努める。	(第2項) こどもの育ちの支援という事業目的の十分な理解と、乳幼児の特性に対する特段の配慮を事業者を求めるため、規定を定める。 (第3項) 保護者支援による子育て支援という事業目的の理解と、保護者に対する支援の充実を事業者を求めるため、規定を定めるもの。
16	○事業所内部の規程 事業者が規程を定めるべき、運営に関する重要事項を具体的に規定。 【市独自規定】「個人情報の取扱いに関する事項」を規程に定めるべき事項として定める。	個人情報保護を徹底する観点から規定するもの。（保育所等と同様の取扱い）

条	概要（主な規定など）	摘要
20	○乳児等通園支援事業の区分 ・一般型乳児等通園支援事業：余裕活用に該当しないもの。 ・余裕活用型乳児等通園支援事業：保育所、認定こども園、家庭的保育事業等事業所で、施設の利用児童数がその利用定員総数に満たない場合で、当該利用定員総数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行うもの。	
21	○一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準 ・2歳未満児を利用させる場合：乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積：こども1人につき<u>3.3平方メートル以上</u>。【下線部は市独自規定】 ・満2歳児を利用させる場合：保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積：こども1人につき1.98平方メートル以上。	保育の質向上のため、乳児室の面積について市独自に高い基準を設ける。（保育所等と同様の取扱い） ※国基準：こども1人1.65平方メートル以上。
22	○一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準 ・従事する職員：保育士その他市長等が行う研修を修了した者を置かなければならない。 ・従事者の数：乳児おおむね3人に1人以上、満1歳～満3歳未満児おおむね6人に1人以上。 うち半数以上は保育士。ただし、1事業所2人を下ることはできない。	
24	○保護者との連絡 ・事業者は、<u>利用乳幼児の心身の状況等に応じた支援を適切に提供するため、その保護者と密接な連絡をとり、支援内容に保護者の理解・協力を得るよう努めなければならない。</u>【下線部は市独自規定】	保護者の理解・協力を得る努力を適切に行うよう運営事業者に求めるため、保護者との密接な連絡が必要な理由を明確に規定する。
25	○余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 ・設備・職員の基準は、施設・事業所の区分に応じ、各認可（認定）基準条例に定めるところによる。	
26	○準用 第24条等の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 条例(一部改正)の趣旨

厚生労働省令及び内閣府令の一部改正により、家庭的保育事業等の認可要件が緩和されたことから、関係条例の改正を行う。

2 条例改正の主な内容

(1)家庭的保育事業等の連携施設にかかる認可要件を緩和し、事業者同士の連携の範囲を拡充する。

(2)連携施設の確保が著しく困難と市長が認めた場合については、連携施設がなくても認可できる経過期間の延長

(改正前)令和7年3月31日 → (改正後)令和12年3月31日

3 条例の施行日

令和7年4月1日

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

幼保支援課

1 条例(一部改正)の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の改正を行う。

2 条例改正の主な内容

(1)副園長又は教頭の資格要件を「幼稚園教諭免許状」と「保育士登録」のいずれか1つで可とする特例期間の延長

(改正前)令和7年3月31日 → (改正後)令和9年3月31日

3 条例の施行日

令和7年4月1日